平成２７年（フ）第８１１号
東京都国分寺市本多１丁目９番14号冨士野コーポ102
債務者　小寺　幸恵
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月20日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２０４号
北海道釧路郡釧路町河畔３丁目２番地　Ｔ１―303号室
債務者　柳沼　聖子（旧姓朴）
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月25日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第２１０号
釧路市大楽毛南４丁目４番23号
債務者　小出　明美
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月25日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第９６６６号
東京都調布市国領町３丁目17―25　国領町３丁目第２アパート２―103
債務者　田中　俊子
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５２１号
東京都青梅市野上町３丁目26番地の６フォレストフィールドのがみ105
債務者　長谷川英巳
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月28日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第２１９号
大阪府泉大津市池浦町１丁目17番27―103号、開始決定時の住所大阪府泉北郡忠岡町忠岡中３丁目３番19号
破産者　嶋田木材こと　嶌田　　弘
1　決定年月日　平成27年11月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４１号
奈良県橿原市中曽司町150番地の55、前住所三重県名張市安部田2765番地９
破産者　栗田　　敬
1　決定年月日　平成27年11月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第８９９号
札幌市白石区東札幌３条４丁目５番15―101号、開始決定時の住所札幌市豊平区月寒東５条12丁目４番４号
破産者　澁谷　一志
1　決定年月日　平成27年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３３号
静岡市葵区坂ノ上1534番地
破産者　勝見　恒利
1　決定年月日　平成27年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０７９号
名古屋市千種区今池３丁目29番18号　ハイシティ岩田301
破産者　富田　直幸
1　決定年月日　平成27年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９９号
兵庫県三木市自由が丘本町２丁目408番地
破産者　小巻　正武
1　決定年月日　平成27年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１００号
兵庫県三木市自由が丘本町２丁目408番地
破産者　小巻　和美
1　決定年月日　平成27年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２号
兵庫県明石市大久保町高丘５丁目３番地の２　49棟105号、開始決定時の住所兵庫県明石市大久保町高丘７丁目10番地の17
破産者　松本　義隆
1　決定年月日　平成27年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第３５８号
奈良県桜井市大字大泉758番地　２号館205号
破産者　**德**永　隆二
1　決定年月日　平成27年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１７１号
福岡県久留米市諏訪野町1830番地137、住民票上の住所福岡県小郡市横隈1836番地２の１
破産者　小野　　修
1　決定年月日　平成27年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第３３４号
北海道増毛郡増毛町信砂578番地の８
破産者　福井　俊英
1　決定年月日　平成27年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部